

令和8年度（2026年度）使用済小型電子機器等売買等仕様書（単価契約）

1 目的

鎌倉市内で排出された使用済小型電子機器等を適正に再商品化することを目的とする、売買契約に係る仕様を定めるものである。

2 契約の基本事項

(1) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(2) 契約方法

キログラム単位による単価契約とする。

(3) 引渡品目

次のア及びイに掲げるものとする。

ア 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に規定する28分類の小型家電等。ただし、パーソナルコンピュータを除く。

イ プラスチックフレームで作られた、携帯電話等の小型家電等。

(4) 引渡予定重量

108,000kg。なお、予定であり引渡重量を保証するものではない。

3 引渡について

(1) 引渡場所

神奈川県中郡大磯町生沢後山 967

リネックス有限会社 大磯リサイクルセンター

(2) 引渡日及び引渡時間

引渡場所が開場している日の午前8時30分から午後5時（午前12時から午後1時を除く）で、事前に協議の上決定する。

(3) 引渡方法

買受者が引渡場所に設置したコンテナ等に入った引渡品を、売渡者又は売渡者の委託事業者の依頼により、随時引取ることとする。

(4) 搬出作業

買受者が行うものとし、引渡場所のコンテナ等設置場所で使用可能であり、コンテナ等を積載することが可能な4トン以下の車両で搬出するものとする。

(5) 計量

引渡場所において、引渡品積載前の車両重量と引渡品積載後の車両重量の2回計量を行い、その差の量を引渡重量とする。

(6) 諸経費

コンテナの設置や搬出等、引渡しに係る諸経費は買受者の負担とする。

4 再商品化について

買受者は、引渡品を全量、適切に再商品化を行うこととし、業務において生じた廃棄物についても、適正に処分するものとする。

なお、買受者は売渡者からの求めに応じて、再商品化処理状況の現地確認に協力することとする。

5 報告業務について

買受者は、各月ごと、引渡日及び引取量を証明する伝票等の関係書類を作成し、売渡者へ提出することとする。

6 安全確保

- (1) 買受者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分配慮すること。
- (2) 搬送業務中に車両事故等があった場合には、買受者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、売渡者に対しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 業務の履行に当たっては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」などを考慮し、安全対策を講じること。

7 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、売渡者及び買受者協議のうえ、これを定める。